

指定催しの指定通知書

年 月 日 号

様

消防署長 ⑩

根室北部消防事務組合火災予防条例第〇条第〇項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に根室北部消防事務組合 消防長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に根室北部消防事務組合 組合長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に根室北部消防事務組合 組合長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。